

医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））

貸与事業実施規程

令和3年10月28日 制 定

令和4年10月7日 一部改正

令和5年11月16日 一部改正

（趣旨）

第1条 この規程は、医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））貸与事業実施規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与の申請及び決定）

第2条 規則第2条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（別記第1号様式）、誓約書（別記第2号様式）及び同意書（別記第2号様式の2）を、別に定める方法により、杏林大学医学部を經由して、公益財団法人新潟医学振興会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 理事長は、第1項の申請書を受理したときは、申請書類等による貸与資格確認による審査等を行い、その結果を修学資金貸与決定（不決定）通知（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（貸与の方法）

第3条 修学資金は、毎月当月分を貸与するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、2月分以上を合わせて貸与することができる。

（借用証書）

第4条 修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）は、貸与を受けた修学資金の借用証書（別記第4号様式）を、連帯保証人と連署のうえ、貸与を終了した月の翌月末日までに理事長に提出しなければならない。

（返還免除の申請及び決定）

第5条 規則第8条第1項又は第10条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（別記第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還債務免除決定通知（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（返還猶予の申請及び決定）

第6条 規則第11条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還猶予決定通知（別記第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（書類の提出及び届出）

第7条 修学生は、大学に在学している間、毎年4月の第2月曜日までに学業成績表及び現況報告書（別記第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定のほか、修学生又はその連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 修学生が休学、退学、復学又は転学したとき。

(2) 修学生が停学その他の処分を受けたとき。

(3) 修学生が死亡し、又は学業に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

- (4) 修学生が医師の免許を取得したとき。
- (5) 修学生が氏名又は住所を変更したとき。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、破産の宣告を受け、若しくは後見開始の審判を受けたとき。

(規則で定める提出書類等)

第8条 規則第13条に規定する理事長の定める書類等とは、この規程の第4条、第5条、第6条及び第7条に掲げる書類等をいう。

附 則

この規程は、令和3年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月16日から施行する。

別記第1号様式

新潟県医師養成修学資金貸与申請書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会
理事長 様

申請者 住 所 (〒 -)

写真貼付欄
4cm×3cm
帽子やサングラス等
着用の写真及びスナ
ップ写真等は
不可。最近3ヶ月
以内に撮影された証
明写真を全面糊
付の上貼付する。

(ふりがな)
氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生
性 別 男・女
電話番号
E-mail

下記のとおり新潟県医師養成修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

申請区分 (貸与受けたい修学資金のコース)		重点コース (杏林大学医学部「新潟県地域枠」)					
所 属	大 学 名	杏林大学			所 在 地	東京都三鷹市新川6丁目20-2	
	学部(学科)	医学部 (医学科)					
	入学年月日	年 月 日			卒業見込年月	年 月	
学 歴	高等学校等	年 月					
		年 月					
	高等学校等以降	年 月					
		年 月					
家 族 状 況	続柄	氏名	性別	居 住 地	職業 (勤務先)	年収(円)	
保証人	上記の者が新潟県医師養成修学資金の貸与を受けましたうへは、その連帯保証人となり、医師養成修学資金 (重点コース (杏林大学医学部「新潟県地域枠」)) 貸与事業実施規則及び同実施規程に従い、誠実に債務を履行することを保証します。						
	住 所						
	氏 名	⑩			⑩		
	生年月日	年 月 日生			年 月 日生		
	電話番号						
	職 業						
	本人との続柄						

誓 約 書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

本 人 住 所

氏 名 ㊞

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名 ㊞

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名 ㊞

私は、新潟県医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））の貸与を受けるにつきましては、医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））貸与事業実施規則及び同実施規程を守り、大学を卒業後は2年以内に医師免許を取得し、直ちに新潟県内の病院で臨床研修に従事するとともに、臨床研修修了後は直ちに指定する医療機関に勤務し、臨床研修に従事したときから通算して9年間勤務※することを誓います。

なお、前記実施規則及び実施規程の規定により貸与を受けた修学資金の返還事由を生じたときは、その日から1月以内に確実に修学資金及びその利息を返還します。

※9年間のうち3、4年目及び7～9年目は新潟県内の新潟県厚生農業協同組合連合会が運営する医療機関に勤務すること。

同意書

新潟県知事 殿

私は、新潟県医師養成修学資金の貸与を受けるにあたり、キャリア形成卒前支援プラン※への参加について同意するとともに、医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））貸与事業実施規則第8条（返還の債務の当然免除）に規定される新潟県の指定医療機関等における勤務について、キャリア形成プログラム※の下記事項につき同意します。

記

- 1 医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））貸与事業実施規則及び同実施規程を遵守すること。
- 2 大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得し、かつ同免許を取得後直ちに新潟県内の臨床研修病院で臨床研修に従事すること。
- 3 新潟県が策定するキャリア形成プログラム※に参加すること。
- 4 臨床研修修了後は直ちに新潟県が指定する医療機関に勤務し、臨床研修に従事した時点から通算して9年間以上在職すること。
なお、新潟県が認めた場合は、キャリア形成プログラムを一時中断することが可能であること。
- 5 新潟県の同意を得ずにキャリア形成プログラム※から離脱しないこと。
新潟県は、死亡・重度の疾病等の場合を除き、原則としてキャリア形成プログラム※からの離脱に同意しないこと。
新潟県の同意を得ずにキャリア形成プログラム※から離脱した場合、一般社団法人日本専門医機構が専門医の認定を行わないこと。
なお、新潟県の同意の有無に関わらず、キャリア形成プログラムから離脱した場合であっても、修学資金の貸借関係の解除に影響を及ぼさないこと。

年 月 日

入学出願者氏名： _____
(自署してください。)

保護者もしくは
法定代理人氏名： _____
(入学出願者が未成年の場合は自署してください。)

第 号

年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 園

修学資金貸与決定(不決定)通知

年 月 日付けで申請のあった医師養成修学資金の貸与について、年 月から修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))を貸与する(修学資金を貸与しない)ことに決定しましたので通知します。

借用証書

収入印紙

㊞

借用金額 _____ 円

新潟県医師養成修学資金として上記金額を借用しました。ついては、医師養成修学資金(重点コース(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))貸与事業実施規則及び同実施規程を守り、返還事由を生じたときは、その日から1月以内に確実に返還します。

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

借受人住所

氏名 ㊞

上記借受人の連帯保証人として、上記返還債務を誠実に履行させることを確約します。

年 月 日

連帯保証人住所

氏名 ㊞

連帯保証人住所

氏名 ㊞

別記第5号様式

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))

返還債務免除申請書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

申請者 住所

氏名 ㊦

下記のとおり新潟県医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))の返還の債務を免除願いたいので、免除理由を証明する書類を添えて申請します。

記

1 貸与を受けた修学資金の額					
2 返還債務免除申請額					
3 差引額(1-2)					
4 修学生	氏名			住所	
5 大学名	杏林大学	学部	医学部	卒業年月日	年 月 日
6 免許番号及び取得年月日	第 号		年 月 日		
7 業務従事 の状況 (休職、停職 期間について も明記するこ と。)	期間	勤務先名称	職名	備考	
	年 月 日から				
	年 月 日まで				
	年 月 日から				
	年 月 日まで				
	年 月 日から				
年 月 日まで					
8 免除の理由					

第 号

年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 印

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))

返還債務免除決定通知

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))貸与事業実施規則及び同実施規程に基づき、下記のとおり修学資金の返還債務を免除する(免除しない)ことに決定しましたので通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 修学資金貸与額 | 円 |
| 2 返還免除額 | 円 |
| 3 差引返還を要する額 | 円 |

(返還債務を免除しない理由)

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))

返還猶予申請書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

申請者 住所

氏名 ㊦

医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))貸与事業実施規則
第11条の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予願いたいので申請します。

記

1 返還未済の修学資金の額

金 円

2 猶予を受けようとする期間

3 猶予を受けようとする理由

・ 猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

第 号

年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 回

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))

返還猶予決定通知

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))貸与事業実施規則第11条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 修学資金の返還の債務の履行を猶予する。(猶予しない。)
- 2 猶予期間は、年 月から(年 月・次の理由の継続する期間)までとする。

(猶予しない理由)

修学資金貸与者現況報告書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会
理事長 様(貸与年度)
(修学資金) 重点コース(杏林大学医学部「新潟県
地域枠」)
(貸与者氏名) 印
(大学名及び学部(学科))
杏林大学医学部(医学科)医師養成修学資金(重点コース(杏林大学医学部「新潟県地域枠」))貸与事業
実施規程第7条第1項に基づき、下記のとおり現況を報告します。

記

貸与者現況報告(報告日現在の状況を記入し、貸与期間中毎年4月第2月曜日までに提出すること。)

報告事項	現在の状況(変更がない場合でも全項目を必ず記入すること)
現住所	〒 ー
連絡先	(電話番号) (メールアドレス)
健康状態	良好 ・ その他 ()
留年の有無	○今年4月1日時点の学年(年生) ○留年の有無 (有 ・ 無)
休学・停学・退学 の事実の有無	無 ・ 休学 ・ 停学 ・ 退学
(「有」の場合は その期間及び理 由を記入するこ と)	期間: 年 月 日から 年 月 日まで (退学の場合、退学年月日: 年 月 日退学) (理由)

(注1) 本書及び学業成績表は、貸与期間中の各年4月第2月曜日までに提出すること。なお、本
書等の提出がなかった場合、提出されるまでの間、修学資金の貸与を「保留」する又は修学
資金の貸与を「停止」することがあります。(注2) 留年の有無及び休学、停学、退学の有無のいずれかに「有」がある場合又は記載のない項
目がある場合等、事実確認のため、必要に応じて修学資金の貸与を「保留」すること等があ
ります。また、留年・休学等の事実が確認できた場合は、規則等に基づき対処します。